



各種補助団体と議会との懇談会
報告書



平成 28 年 12 月
嘉手納町議会

～はじめに～



町民サービスの向上を図るべく、地域住民の声に耳を傾け、まちづくりに対する意見や要望を伺うことを目的に、「各種団体と議会との懇談会」を平成 28 年 10 月 17 日から 20 日の日程で開催しました。

これまで議会においては、全町民を対象とした懇談会を開催してきましたが、今回は町民団体（※注）を対象とした懇談会としました。（※注 町の補助団体のうち、町職員が事務局を担っている団体は除く）

各団体の役員等が緊張することなく、意見・要望を発言しやすい雰囲気づくりのため、所管委員会との意見交換会として開催しました懇談会には、19 団体の各種団体役員の方々が参加し、各団体活動における課題、町及び議会に対する様々な意見・要望が出されました。

頂いたご意見・ご要望は、今後、担当する委員会の審査や一般質問等を通じて町の基本的考えを確認し、案件によっては改善を求めました。

その概要を以下のとおりまとめましたのでご報告いたします。

嘉手納町議会議長 徳里直樹



第 17 期嘉手納町議会議員一同

平成 28 年 議会と住民との懇談会実施要領

1. 目 的

嘉手納町議会は住民に最も身近な機関として、町民サービスの向上を図ることを目的に地域住民の声に耳を傾け、まちづくりに対する意見や要望をお聞きするため懇談会を開催する。

※ これまで全町民を対象とした懇談会を開催してきたが、今回は嘉手納町議会基本条例第 4 条第 5 項の規定に基づき、町民団体（町の補助団体のうち、町職員が事務局を担っている団体は除く）と所管委員会との意見交換の場を設けることを考えている。

各団体の役員等が緊張することなく、忌憚のない意見・要望を発言できる雰囲気づくりのため、全議員参加ではなく所管委員会との意見交換会とし、各団体活動における課題、町及び議会に対する意見・要望等を聴き、その改善を図るための活動に努める。

現在、町は各区で開催する行政懇談会と、町民団体（補助団体等）との懇談会を隔年で実施しているが、議会と住民との懇談会の持ち方については、今回の懇談会終了後に全議員で検討判断することとする。

参 考

嘉手納町議会基本条例（平成 26 年 7 月 1 日施行）

第 4 条第 5 項

「議会は、町民、町民団体、特定非営利活動を行う団体等との意見交換の場を設けて、議会及び議員の調査能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。」

2. 委員会別の対象団体

P4 懇談会日程表参照

3. 日 時

- (1) 1 団体との意見交換は 2 時間を目途とする。
- (2) 原則、平成 28 年 10 月 17 日(月)～21 日(金)の間とし、各補助団体と調整のうえ日時等を決定する。
- (3) 原則、午前の部（10:00～12:00）、午後の部（14:00～16:00）とする。午前の部、午後の部の時間帯で不都合な場合に、夜の部 19:00～21:00) の時間帯を設定し実施する。

この時間帯をもとに、各補助団体と調整のうえ決定する。

4. 場 所

- (1) 基本的に午前及び午後の部の意見交換会は議会委員会室を使用する。但し、夜の部は対象団体の事務所や自治会事務所などを借用し開催する。

5. 意見交換の内容

- (1) 各補助団体の抱える課題、または要望等を挙げていただき、それを議題に意見交換を行う。
- (2) 議題は各補助団体から2～3点に絞って提出していただく。
 - 各補助団体へ意見交換会への出席依頼を行う。
(文書にて依頼するか、各補助団体の会長へ面談して依頼するか)
 - 出席希望の場合、各補助団体の意見・要望等を文書にて提出していただく。
 - 所管委員会は9月定例議会の委員会審査等を通じ、実態を把握するとともに事前学習し意見交換会に臨むものとする。

6. 意見・要望等の取り扱い

- (1) 所管委員会は、意見交換会で出された意見・要望等を速やかに取り纏め議会活性化特別委員会を通じて議長へ報告する。
また、意見・要望等は所管事務調査や一般質問等で取り上げて実態把握に努め、各団体の要望実現に向けた取り組みを展開する。
- (2) 議長は、出された意見・要望のなかで重要と考えられるものについては町長へ報告する。
- (3) 各補助団体との意見交換会の模様は、次号の議会だより（第158号）に掲載する。



「各種団体と議会との懇談会」日程表

	総務財政常任委員会	文教厚生常任委員会	建設経済常任委員会
10月17日（月） 10：00～ 12：00		○ 嘉手納町社会福祉協議会 ○ 民生委員児童委員協議会 ○ 嘉手納町老人クラブ (場所：社会福祉協議会)	○ 嘉手納町商工会 (場所：商工会) (時間：9：30～11：30)
10月17日（月） 14：00～ 16：00	○ 嘉手納町交通安全母の会 (場所：第1委員会室)	○ 嘉手納町文化協会 (場所：第2委員会室)	○ 嘉手納町漁業組合 (場所：漁業組合) (時間：15：00～17：00)
10月17日（月） 19：00～ 21：00		○ 嘉手納町スポーツ少年団 連絡協議会 ○ 嘉手納町PTA連合会 ○ 嘉手納町子ども会育成連 絡協議会 (場所：地下展示室)	
10月18日（火） 10：00～ 12：00		○ 嘉手納町社会福祉協議会 ○ 精神療養家族会 ○ 嘉手納町障がい福祉協会 (場所：社会福祉協議会)	
10月18日（火） 14：00～ 16：00	○ 自治会長会 (場所：第1委員会室)	○ 健康を守る会 ○ 食生活改善推進協議会 (場所：第2委員会室)	○ 嘉手納町農業団体 連絡協議会 (場所：集出荷場) (時間：15：00～17：00)
10月19日（水） 10：00～ 12：00	○ 嘉手納町基地対策協議会 (基地対策特別委員会担当) (場所：第1委員会室)		
10月19日（水） 19：00～ 21：00		○ 嘉手納町社会福祉協議会 ○ 嘉手納町母子寡婦福祉 協議会 (場所：社会福祉協議会)	
10月20日（木） 10：00～ 12：00		○ 嘉手納町遺族会 (場所：第2委員会室)	

～各種団体と議会との懇談会所管委員会別概要～

総務財政常任委員会

総務財政常任委員会では、総務課、企画財政課、基地渉外課、税務課、会計課、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項についての調査等を行います。



総務財政常任委員会委員

左から 奥間常明議員 宇榮原京一議員 知念隆議員 田崎博美議員 照屋唯和男議員

平成 28 年 10 月 17 日(月) 午後 2 : 00～ 於 : 嘉手納町議会第 1 委員会室

○嘉手納町交通安全母の会(団体からの参加者 : 4 名)

①沖縄県は飲酒運転 26 年連続ワースト 1 だが、この現状をどう思うか。

← 第一にモラルの欠如が大きな原因であると思う。(委員より)

← 沖縄県は鉄軌道が無く、車に頼らざるを得ないのも原因の一つではないか。(委員より)

②議員も交通安全活動にもっと関心を持って取り組んでいただきたい。

③子どもたちの登校時の交通安全指導に積極的に参加してほしい。



平成 28 年 10 月 18 日 (火) 午後 2 : 00 ~ 於 : 嘉手納町議会第 1 委員会室

○自治会長会 (団体からの参加者 : 4 名)

- ①自治会における婦人会の現状として役員を引き受ける人がいないので正式な会としては存しないが、予算はあり、必要に応じて活動は行なっている。(北区)
- ②婦人会活動が弱くなった原因として共働きの家庭が多く婦人会活動ができる人が少ない。子供育成会の活動はできるが、婦人会活動は困難になっている。(南区)
- ③区民の高齢化が進み、班長をできる人がいない。区費の徴収も困難になっている。広報を配布する人手がなく、自治会長が全世帯に配付している。(中央区)

← ①、②、③に関連した一般質問を行った。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

自治会については、地域における環境整備や防災、防犯及び福祉活動、また区民と行政のパイプ役を担うなど、地域住民の生活を支える組織として非常に重要な役割をはたしていると認識しているが、地域の共同生活に対する意識が希薄になった近年、自治会加入者の減少、また高齢化による活動の停滞が行政懇談会等で取り上げられており、町としても非常に憂慮している。

このような状況下、自治会活動の活性化には、自治会が地域住民のより良い生活環境を確保していくために、必要な組織であることを理解していただく活動を続けていくことが肝要であると考えます。行政としても、自治会の活性化に関し、可能な限り協力を行っていく所存である。

- ④アパートが多く、区費の徴収が困難な世帯が多い。危険な空き家があるので早急に撤去してほしい。(北区)

⑤町からの補助金に関し、現在一人当たり年間700円の補助金を1,000円に上げてほしい。町に対し、自治会長会として文書で要請をしている。

← ⑤に関連した一般質問を行った。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

自治会活動は地域の活性化はもとより、防災や地域における福祉と、さまざまな面で重要な役割を果たしていると認識しているが、行政の立場として、補助金の増額要請があった場合については、その理由等について慎重に検討すべきものと考えている。

また、補助金の世帯割額についてその内容で試算すると、6自治会、合計で約160万円余の増額になるかと思われるが、本町の自治会に対する補助額は、他市町村と比較しても多い現状にあり、補助金の増額については、慎重に検討しなければならないものと考えている。

文教厚生常任委員会

文教厚生常任委員会では、町民保険課、福祉課、子ども家庭課及び教育委員会に関する事項についての調査を行います。



文教厚生常任委員会委員

左から 當山均議員 石嶺邦雄議員 奥間政秀議員 金城利幸議員 安森盛雄議員

平成 28 年 10 月 17 日(月) 午前 10 : 00 ~ 於 : 社会福祉協議会

○嘉手納町民生委員児童委員協議会(団体からの参加者 : 4 名)

○嘉手納町老人クラブ(団体からの参加者 : 3 名)

【団体からの要望・課題等】

①民生委員へ国の手当等の声掛けや調査依頼があるが、対象者の名前等がわからず委員活動に支障があるため、個人情報を開示してほしい。那覇市においては民生委員も個人情報を得ているという情報がある。

← ①について、委員会を開催し町へ確認を行った。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

民生委員は公務員と同様の職務権限を持ち、対象者本人の同意なしに役場から情報を得ることができる。今回問題として提起があったのは、恐らく民生委員担当部署を経由せず直接民生委員へ依頼のある事案に関する事項であると思う。

那覇市の事例が挙げられているので、那覇市を含めた他市町村の事例を研究しよりよい対応が可能となるようにしたい。

②児童扶養手当の申請について、申請の確認は民生委員が対象者を訪問して行うが、申請後の結果報告がないため、申請した方から結果を聞かれても答えられず困ることがある。個人情報保護の必要性は十分承知しているが、民生委員には守秘義務がある。対応できるのではないか。



③各議員について、地域行事等への参加を積極的に行ってほしい。

④あらゆるスポーツに力を入れて活性化するとともに、子どもたちの健全育成や孤立感をなくすためスポーツ少年団の育成に力を入れてほしい。補導される生徒が多い印象がある。スポーツで居場所づくりができないか。

← スポーツをするにもお金がかかる。貧しい子はいれない。お金がかからない居

場所づくりが必要ではないか。(他団体参加者より)

⑤健康寿命と認知症対策について、行政・地域一体となった取組みを。認知症の初期段階が一番危険だし、周りが気づきにくい。議員の皆さんも認知症サポーター講座を受講してはどうか。

⑥コミュニティーバスの運行またはそれに代わるような交通手段を考えられないか。出かけるのが億劫になって閉じこもることや高齢者運転手に関しても事故が多発し危険な状況になる場合もなる。気軽に外出できるような環境を整える方法がないものか。

← ロータリープラザで行われている健康対策事業については、参加者にタクシー代負担補助もある。また、中央区については区独自事業として自治会に集合し、月1回大型モールなどへ買い物へ行くという取組みを行っている。町で実施する事業については町広報で周知しているが、それだけでは事業の周知が十分ではないのかもしれない。(委員より)

⑦健康寿命を延ばす取組みを考えているか。また町民への周知については。事業は行っているがうまく周知されておらず、参加者が少ないと感じる。また、参加者の枠があるので申し込む前に諦めてしまうこともあるのではないか。

平成28年10月17日(月) 午後2:00～ 於：第2委員会室

○嘉手納町文化協会(団体からの参加者：4名)



【団体からの要望・課題等】

①文化協会の円滑な運営のため、事務局長に社会教育課長の配置ができないか。県や地区支部連との連携が取りにくい。せめて文書受付だけでも常駐の方を配置してほしい。毎日に来庁しないので、文書の日付が過ぎてしまっていることがある。

②会員が施設を利用する際の減免申請について、手続きが厳しくなったという話があったが、申請方法が変わったのか。

← ②について、委員会を開催し町へ確認を行った。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

H26年度以前は、チャリティー公演に関して規定がなく減免に関しても明確な基準が曖昧な状態で申請を受付していた経緯があったが、H26年度よりチャリティー公演に関して、実施した事業で得た収益の中から寄附をしてもらう場合、寄附をしたことで事業運営費が赤字にならないように配慮をして、減免を行うことと取り決めた。

当時、チャリティー公演する団体については申請の際の窓口にて収支の分かる書類と寄付の領収書等提出していただくようお願いした経緯がある。このことから、今年度の申請方法について、H26年度より変わったという経緯はない。

しかし、平成27年度は文化センターにて大規模な工事を施工したため公演が行われていないこと、当時の窓口担当者が変わっていることもあり、今回チャリティー公演の会館使用の際に事務局側の配慮が足りず、収支決算書の様式等や記入方法等を事前に説明できずに、事業が終わった後に度々ご足労をかけた経緯があった。

今後の対応として、事務受付と職員で連携し、チャリティー事業の申請があった場合の事前説明と、収支決算書等の様式を提供し、記載方法等についても説明を行っていく予定である。

③文化協会備品の保管場所については、児童館の倉庫を他団体と共同利用しているが、備品が破損したり紛失したりしている。専用の保管施設を設置できないか。

平成28年10月17日(月) 午後7:00～ 於：地下展示室

○嘉手納町スポーツ少年団連絡協議会(団体からの参加者：1名)

○嘉手納町PTA連合会(団体からの参加者：1名)

○嘉手納町子ども育成連絡協議会(団体からの参加者：2名)

【団体からの要望・課題等】

①各スポーツ、部活動における指導者の確保が困難になっている。活動へのご理解ご協力をお願いしたい。

②嘉手納中学校創立70周年記念事業への協力を。

③幼稚園児への給食費免除について。

④PTA予算の継続について。

⑤自治会事務所は基本的に土・日・祝祭日は閉館のためトイレが使えない。また、自治会の広場がゲートボールなどで使用されているため、子どもたちが遊べない。子どもたちが遊べるような公園が少ない。街中に公園があることが望ましい(兼

久海浜公園などはあるが、徒歩で簡単に行く事が厳しい。)子どもたちの居場所づくりの確保を求めたい。



- ⑥「嘉手納小学校区域は一方通行が多く、スピードを出す車が多い。通学路をきちんとしてほしい。」という声があった。当該区域についての安全対策の現状は。
← ⑥について、委員会を開催し町へ確認を行った。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

毎年8月に、教育指導課、嘉手納警察署交通課職員、都市建設課担当職員、各小学校教頭及びPTA代表による通学路点検を実施している。

また、毎年、嘉手納警察署へドーム前の道路への信号機の設置要望、嘉手納小学校校門前道路の登校時間の通行禁止を要望しているが、公安委員会との調整との回答がある。引き続き、公安委員会に要望を出していく方針である。

また、カーブが多い場所や歩道がなく、車両がスピードを出しそうな場所については、ハンプを設置しスピード落とすような工夫をしたり、歩行者専用道路の確保のためのグリーンベルトを設置したりすることで対応していくことで、道路整備担当部署とは調整済である。

嘉手納小学校の一方通行路では、学校から立看板を設置して、運転者への啓発を行うようにする。特に、第3保育所前の道路でスピードを出し外国人の方の運転する車も多いため、外国語表記の立看板も設置する予定である。さらに、郵便局側から旧幼稚園前の一方通行道路は、スクールゾーンのため7:30~8:30は通行禁止であるが、車両が進入している場合もあり、こちらへの対応も学校からの立看板を設置して運転者への啓発を行っている。加えて、保護者への意識の啓発のため、学校からのお便りでも通学路での徐行運転や安全への対応を行っている。

平成 28 年 10 月 18 日(火) 午前 10 : 00～ 於 : 社会福祉協議会

○精神療養家族会(団体からの参加者 : 4 名)

○嘉手納町障がい福祉協会(団体からの参加者 : 4 名)

【団体からの要望・課題等】

①精神障害者保健福祉手帳(1 級・2 級)保持者にも医療費の助成を。

← ①について、委員にて一般質問を行った。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

過去の一般質問にて、町長は「まずは、当事者である県精神保健福祉会から県及び市町村に対し要請を行い、要請を受けた上で動くべき。」と答弁している。その後の県精神保健福祉会連合会の動向を確認したところ、「沖縄県に対して要望書を出すために担当課と意見交換を行なっているところである」との回答を得た。

また、沖縄県の担当課が平成 28 年度に行った事務担当者への意向調査の際、町担当部署より精神保健福祉手帳所持者の助成対象化に希望するという回答を行っている。

また、過去に実施された同調査にて、精神保健福祉手帳保持者に対しても医療費助成を行ってほしいという要望が出ているという旨の回答をしている。



②一人暮らしの障がい者に対して、火災報知機を設置してほしい。(ただし、既に支給されている対象者を除く)

← ②について、委員にて一般質問を行った。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

「日常生活用具給付事業」による助成対象物は、「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」という条件があり、消防法により現在普及している一般的な火災警報器は対象にならないと解され、当該事業の対象は、屋内の火災

を煙または熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるような特殊な用具となっている。

助成対象の拡充については、精神保健福祉手帳の保持者も補助金の対象となり得るか、また、障害者手帳の等級の低い方への対応等について調査研究し検討していきたいと考えている。

③障害者雇用促進法により、一定規模の事業所については障がい者の雇用が義務付けられていると思うが、嘉手納町役場の実態は。

← ③について、委員会を開催し町へ確認を行った。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

地方公共団体における障害者の法定雇用率は、平成 25 年 4 月に改定があり、現在 2.3%となっている。本町における実雇用率は 2.4%であり、法定雇用率を上回っている。法定雇用率を上回る状況は以前から続いており、近年における障がい者の雇用実績はない。

しかし、今年度 1 名の身体に障がいのある職員が退職することにより、法定雇用率を下回る状況になる。次年度より、法定雇用率を達成するため沖縄労働局長と協議のもと障害者採用計画を作成し採用計画期間を設定することとなる。

次年度以降、一般試験と併せて障がい者雇用に向けた試験の実施方法について検討する予定である。

④高齢化に伴い会員が減少傾向にある。交流（敬老会やピクニック）等を通して、会員の確保と、より充実した活動を行いたい。

平成 28 年 10 月 18 日(火) 午後 2 : 00 ~ 於 : 第 2 委員会室

○健康を守る会(団体からの参加者 : 3 名)

○食生活改善推進協議会(団体からの参加者 : 3 名)



【団体からの要望・課題等】

①特定検診の受診率向上をめざし、検診未受診者へ電話や訪問による受診勧奨をしているが、健診受診向上につながっていない。

← エイサー練習や自治会の総会などで自治会事務所に人が集まる時期があると思う。その時期を狙って受診勧奨を行ってはどうか。(委員からの提案)

②児童館で放課後食育教室を実施しているが、調理用のスペースがないため危険であり、調理できるメニューも限られている。児童館を安心安全に調理体験できる食育の場にしてほしい。

③ボランティア活動をしやすい環境づくりをしてほしい。会員の中には車の免許を持っていない者もいるので、ボランティア従事者用にタクシーチケットなどを使えるようになると、今後の活動がしやすくなると思う。ボランティア従事者に対し、交通費を支給することはできないか。

← ③について、委員会を開催し町へ確認を行った。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

近隣市町村（読谷、北谷）食改では町内活動での交通費支給はなく、役員等が町外の会合に参加する場合のみ支給しているとのことである。嘉手納町も同様に交通費を支給している。

高齢（80代）の方で車の運転に不安があるためタクシーで来たという話を聞いたこともあり、ボランティア従事者の高齢化を考えると今後このようなケースは増えると考えられる。（特に食改の場合は各自治会での活動だけではなく、町全体を対象とした教室があるため、屋良の方が社協、西浜区の方がロータリー調理実習室で活動というケースも多い。）

町内のボランティア活動に交通費を支給するという事は、一担当課で判断できることではないので、今後、町としての検討が必要になると考える。

平成 28 年 10 月 19 日（水） 午後 7：00～ 於：社会福祉協議会

○嘉手納町母子寡婦福祉協議会(団体からの参加者：5名)

○嘉手納町社会福祉協議会(団体からの参加者：8名)



【団体からの要望・課題等】

- ①会員が派遣される保育所と子どもを預ける保育所が同じになるようにしてほしい。
- ②幼稚園でも土曜日の預かり保育の実施を希望する。
- ③コミュニティーソーシャルワーク事業及び小地域福祉活動事業等について、事業へのご理解と更なるご支援を頂きたい。

平成 28 年 10 月 20 日 (木) 午前 10 : 00 ~ 於 : 第 2 委員会室

○嘉手納町遺族会 (団体からの参加者 : 4 名)

【団体からの要望・課題等】

- ①戦没者の慰霊顕彰事業 (町主催の平和祈願祭) の継続実施をお願いしたい。
- ②会員の高齢化による遺族会組織の存続が危惧される。
- ③会員減少により事業費が調達できず会が存続できない市町村もある中、嘉手納町においては他市町村よりも多額の補助金があるおかげで会が存続できている。その点について感謝申し上げたい。



建設経済常任委員会

建設経済常任委員会では、都市建設課、産業環境課、上下水道課及び農業委員会に関する事項についての調査を行います。



建設経済常任委員会委員

左から 福地勉議員 田仲康榮議員 仲村渠兼栄議員 古謝友義議員 新垣貴人議員

平成 28 年 10 月 17 日(月) 午前 9 : 30 ~ 於 : 嘉手納町商工会 3 階会議室

○嘉手納町商工会(団体からの参加者 : 10 名)

【団体からの要望・課題等】

- ①ロータリー広場で各種イベントを実施するにあたり、現在のステージでは手狭である。ステージの拡張と照明の増設を。
- ②防犯カメラの設置を。8 月に商工会と社交業組合との連名で町へ防犯カメラの設置を要望したがその後の進捗状況は。
- ③商店街入口にアーチ型の看板設置を希望する。シンボリックなアーチを設置することで集客ができる。
- ④新町通りに休憩用のベンチが作れないか。また、植栽スペースが設置できないか。通り会からの要望がある。
- ⑤屋良地区の空き地に対する町の取組みを伺いたい。
- ⑥屋良城址公園、兼久海浜公園のリニューアルで、若者がひきつけられる魅力ある公園にしてほしい。

- ⑦観光振興基本計画について、町の活性化となる観光産業にカヌー業者等の新規参入は可能か。
- ⑧今年で4回目を迎える街コンイベントについて、北は国頭村、南は八重瀬町からもイベントに集まり、これまで4組の成婚を見た。成果をあげている本イベントに補助金が受けられないか。
- ⑨役場エントランスホールで実施している就職支援活動について、町と連携する協議会を設置して、対策や課題を見つけたい。
- ⑩商工会女性部で野國いもペーストを開発したが、原料調達ができずに事業が消滅してしまった。野國いもの栽培などを含めた特産品としての方向性を町はどう考えているのか。
- ⑪デザイン街灯のデザインはどこでどのように決めるのか。町民や商工会などの意見を聞く予定はあるのか。



平成 28 年 10 月 17 日(月) 午後 3 : 00 ~ 於 : 嘉手納町漁業組合会議室

○嘉手納町漁業組合(団体からの参加者 : 12 名)

【団体からの要望・課題等】

- ①他市町村では国道バイパス事業が進捗しているが、嘉手納町における事業の状況は。国道 58 号バイパスの進捗状況の情報を提供して欲しい。

また、過去に嘉手納読谷間の橋の高さについて協議した経緯があるが、その後どうなったのか。

②比謝川の今後を考えると堰の撤去やしゅんせつの目途が立っていない。漁港の沖合への移転を要望していきたい。

← ②に関連した一般質問を行い町から回答を得た。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

事務レベルの協議の中ではあるが、沖縄県側に漁港移設案を要望した場合、県へ検討出来る可能性はあるのかと尋ねたところ、地元自治体への管理移管を推進している中で新規の整備は難しく、なおかつ嘉手納漁港では近年の漁獲高が減っており、県側が負担する費用対効果から見ても移転の推進については難しいとのことであった。

しゅんせつ工事については、河川の下流に位置する本漁港では上流からの土砂の堆積は避けられるものではないため、今後とも漁港利用に必要なしゅんせつについては県に要請をしていきたいと考えている。

③平成 26 年に襲来した大型台風により被害を受けた個所については災害認定がなされたが、その後の状況は。



平成 28 年 10 月 17 日(月) 午前 9 : 30 ~ 於 : 嘉手納町集出荷施設

○嘉手納町農業連絡協議会(団体からの参加者 : 3 名)

【団体からの要望・課題等】

①久得平山ほ場の公募方法で告知が行き届いてない。

← ①に関連した一般質問を行い町から回答を得た。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

平山ほ場の公募については、現在 1 区画の空きがあり、今年度中に募集を行う予定である。広報誌及び町ホームページへの掲載、出荷場内の掲示板への掲示な

どにより公募の周知を予定している。公募を行う際は、関係者(副町長及び総務課長、農業に知見のある方として農業委員会会長、農協嘉手納支店経済課長を召集予定)を集めて平山ほ場の活用についての会議を開き、そこで応募資格や優先事項等について決定する。

- ②チップ事業は農家として評価している。ただ交付日が毎週水曜日と決められている。交付日を増やしてほしい。
- ③新しい冷蔵庫が施設されている。連休等で農作物が保管できない。改善を希望する。

← ③に関連した一般質問を行い町から回答を得た。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

集出荷場内の冷蔵庫については、収穫した農作物ではない物が保管されていたり、作物が腐敗したまま放置され、腐敗臭が他の作物にまで移ってしまうなどのトラブルがあったため、冷蔵庫の利用規約を作成し、管理を強化している。

規約の中で冷蔵庫の開閉可能時間は原則平日の午前9時から午後5時までと定めているが、例外として管理者であるJAおきなわ嘉手納支店経済課長が必要と認める場合はこの限りでない、とも定めており、連休時でも特に必要がある場合は冷蔵庫の開閉を行うことは可能である。



- ④農耕パスの緩和策はないか。
- ⑤農地の世代交代禁止で遊休地が目立つ。改善策はないか。

← ④、⑤に関連した一般質問を行い町から回答を得た。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

規制とは、畑の拡張の禁止、世代交代を含む農家の新規参入の禁止等のことだ
と思うが、米軍の規制が本町の農家、農業に深刻な影響を与えるものである場合は、町として要請等の行動を行う必要があると考えるが、今後、どのような方法が

あるか検討したい。

⑥害鳥が異常発生している。対策を考えてほしい。

← ⑥に関連した一般質問を行い町から回答を得た。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

キジによる農作物被害を防止するために防鳥ネット等の購入費用の助成ができないかとの質問だが、現在町が実施している優良農機具購入補助事業の補助対象農機具に防鳥ネットも含まれているため、購入費用の補助を受けることは可能である。

⑦農業委員会の活動が農家に伝わらない。活動を強化してほしい。

← ⑦に関連した一般質問を行い町から回答を得た。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

農業委員会の業務として大きく分けると3つあり、①農地売買の許可等②農地転用への意見③遊休農地の調査等になる。農業委員会は農地を守り、遊休農地を解消することが組織としての役割だと考える。

⑧平成28年度産業まつりについて、悪天候により当日早朝に中止が決定されたが、今後は開催日前日に中止を決定する、あるいは天候に左右されないスポーツドーム等への場所変更など、対応策の改善を望む。

← ⑧に関連した一般質問を行い町から回答を得た。回答は以下のとおり。

【町からの回答】

今年の1月に開催予定であった第10回産業まつりは悪天候のため中止となってしまったが、平成29年1月21、22日に開催予定の第11回産業まつりでは悪天候の際の対応として嘉手納スポーツドームの利用も視野に入れて準備を進めている。

基地対策特別委員会

基地対策特別委員会では、基地に関する各種問題に関する調査を行います。



要請行動を行う議長及び基地対策特別委員会委員

右から 古謝友義議員 知念隆議員 照屋唯和男議員
德里直樹議長 奥間常明議員 金城利幸議員 當山均議員 宇榮原京一議員

平成 28 年 10 月 17 日(月) 午前 9 : 30 ~ 於 : 嘉手納町商工会 3 階会議室

○基地対策協議会(団体からの参加者 : 4 名)

【団体からの要望・課題等】

- ①嘉手納基地の目視調査に議員も参加し、そこで得た内容を抗議行動等に活用してほしい。
- ②お互いの実施する研修会に参加呼びかけ、基地問題等の共通認識を図りたい。
- ③議会が持っている情報を提供する情報交換会を実施してほしい。
- ④嘉手納基地及び嘉手納弾薬庫等の合同視察を行いたい。
- ⑤基地対協総会への基地対委員全員の出席を要望する。

